

裁 決 書

審査請求人

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○

処分庁 上尾市長 畠 山 稔

審査請求人が令和5年7月27日に提起した処分庁による令和5年度固定資産税・都市計画税賦課決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要

1 上尾市△△X番A（以下「本件土地」という。）につき、令和4年3月29日、処分庁は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第410条第1項の規定により、固定資産評価員から受理した評価調書に基づいて固定資産の価格等を決定し、令和4年3月30日、法第411条第1項の規定により、決定した固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録した。

令和5年5月1日、処分庁は、固定資産課税台帳に登録された固定資産の価格等に基づき、本件処分を行った。

2 審査請求人は、令和5年7月27日、本件処分を不服として、本件処分にかかる納税額の大幅な減額を求める本件審査請求を申し立てた。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件処分にかかる納税額の大幅な減額の裁決を求める。

(2) 審査請求人の主張の要旨

ア 「市街化区域に該当するも接道が旧道のままであり、上尾市による道路の拡張工事及び下水整備がいまだ行われず、一切の開発行為が出来ない状況に置かれている。」

イ 「また、日々の道路整備を一切行わないため道路が山林化しており機能を果たしていない。上尾市の行政活動の怠慢が数多くみられる為。」

2 処分庁の主張及び反論

(1) 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

(2) 処分庁の主張の要旨

ア 減免事由

固定資産税の減免が認められるのは、法第367条及び上尾市税条例（昭和30年上尾市条例第13号。以下「条例」という。）第71条第1項に定める事由がある場合に限られる。

そして、地方税法第367条にいう「特別の事情」とは、天災その他の特別な事情により固定資産税の減免が必要である場合、貧困により生活のための公私の扶助を受けている場合以外の事由で客観的に見て担税力を喪失した状態をいう。

そして、条例第71条第1項は、法第367条の規定を受けて同様の趣旨を規定したものと解すべきであるため、「特別の事由」とは、条例第71条第1項第1号乃至第3号以外の事由で客観的に見て担税力を喪失した状態をいうと解する。

イ 本件

そして、審査請求人が主張する事情は、これらの減免事由に該当せず、また、その他、本件において、減免事由に該当する事実

も見受けられない。

第3 理由

処分庁の主張及び反論と同じく、本件において固定資産税の減免事由は認められないことから、本件処分は適法なものである。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年3月29日

審査庁 上尾市長 畠山 稔

教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として（訴訟において上尾市を代表する者は上尾市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として（訴訟において上尾市を代表する者は上尾市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの

訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。